

岩沼市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例

岩沼市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する条例（平成26年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第11条第4項中「（第3号又は第5号から第10号までに該当する者にあつては、」を「であつて、」に、「修了した者」を「修了したもの」に改め、「に限る。）」を削る。

第13条中「法第33条の10各号」を「法第33条の10第1項各号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。